

5-(1)	高圧ガス容器の貯蔵規制の緩和
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 第15条、第16条
要望の 具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害等により流出した高圧ガス容器を回収する際、回収用車両及び保管場所における高圧ガス容器を一時貯蔵する上で、高圧ガス保安法の貯蔵に関する技術上の基準の簡素化及び許可・届出手続きの簡素化を要望いたします。
規制の現状と 要望理由	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害により家庭用LPG容器をはじめ、様々なガス種の高圧ガス容器が流出しております。 ・当該容器を回収する際に、回収用車両及び保管場所に高圧ガス容器を一時貯蔵するケースが出て参ります。 ・高圧ガス保安法によれば、高圧ガスを貯蔵する際は、貯蔵に関する技術上の基準を遵守し、ある数量以上を貯蔵する際はあらかじめ許可や届出を行う必要があるため、この度の震災復旧に支障をきたします。 ・貯蔵に関する技術上の基準の簡素化及び許可・届出手続きの簡素化を要望いたします。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院

5-(2)	危険物(ガソリン、軽油)備蓄量の拡大
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法 第9条の4第2項 ・危険物の規制に関する政令 第1条の11
要望の具体的内容	<p>非常用エンジン、発動発電機、復旧従事車両等への確実な燃料供給のため、現在法令で定められている指定数量の拡大を要望。</p>
規制の現状と要望理由	<p>政令によると、ガソリンは第四類第一石油類非水溶性液体とされ200ℓ、軽油は第四類第二石油類非水溶性液体とされ1,000ℓが指定数量とされている。長期間の商用停電対応を行うには頻りに燃料供給が必要だが供給が滞った場合、電力供給停止に伴う通信途絶となりかねないことから、指定数量の拡大をお願いしたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

5-(3)	停電時における防火対策の特例措置
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	平成23年3月14日付消防庁予防課事務連絡
要望の具体的内容	電力不足に起因する大規模突発停電発生時においても、上記事務連絡による消防用設備等の取扱いが適用されるようお願いしたい。
規制の現状と要望理由	上記事務連絡において、非常電源の容量を超えて計画停電が続き、消防用設備等(消火設備・警報設備・避難設備等)が作動しない場合の取扱い(巡回等により代替など)について通達されているが、今後万が一に電力不足によって大規模な突発停電が発生した場合には、やはり長時間にわたって停電が継続することが想定されるため、同様の取扱いが認められるようお願いしたい。
制度の所管官庁及び担当課	総務省消防庁

5-(4)	港湾内クレーンの再稼動時の許可手続きの簡素化
要望の視点	1.復旧
規制の根拠法令	労働安全衛生法第88条
要望の具体的内容	労働安全衛生法(クレーン等安全規則)上の手続き(監督官庁の立会い、検査手続)の簡素化
規制の現状と要望理由	労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出は、工事等の開始の一定期日前に所轄労働基準監督署に届け出る必要があるが、当該規制については、建設業において、「災害復旧に係る労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出について」が発出され、計画の届出後一定期間を待たずに復旧工事が開始されるよう努めるとされているが、同内容を製造業にも適用して頂きたい。
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部